

武蔵村山市まちづくり条例の運用状況（平成24年4月1日～平成26年9月30日）

第2章 市民等の参加と協働によるまちづくり

	地区まちづくり 計画(第7条)	地区まちづくり 協議会(第8条)	地区まちづくり 準備会(第9条)	新青梅まちづくり 計画(第30条)	新青梅沿道土地 取引(第31条)
件数	0件	0件	0件	4件	3件

第3章 狭山丘陵に代表される緑と農のまちづくり

	狭山丘陵景観重点 地区(第43条)	市民緑地 (第50条)	援農ボランティア (第51条)
件数	21件	0件	9件

第4章 事業者の参画による開発事業等によるまちづくり

1 大規模土地取引及び大規模事業活動撤退

	大規模土地取引 (第98条)	大規模事業活動 撤退(第99条)
件数	3件	1件

2 開発事業の件数

種類 \ 規模 (㎡)	500~ 1,000 未満	1,000~ 2,000 未満	2,000~ 3,000 未満	3,000~ 4,000 未満	4,000~ 5,000 未満	5,000 以上 (大規模)	合 計
宅地分譲 (5区画以上)	15 (10) 87 区画	16 (13) 152 区画	4 (4) 62 区画			1 (1) 216 区画	36 (29) 517 区画
集合住宅 (15戸以上)	1*1 20 戸	2*2 38 戸					3 58 戸
中高層建築物 (10m超)		1*3 1 棟					1 1 棟
一定規模以上の建築物 (延べ・敷地500㎡以上)	6 6 棟	5 5 棟	3 3 棟	1 1 棟		1 1 棟	16 16 棟
ペット霊園、運動場、 自動車販売場							
駐車場		1 40 台					1 40 台
その他(開発許可を要 する上記以外の事業)	1*4						1
合 計	23 (11)	25 (13)	7 (4)	1		2 (1)	58 (29)

備考 件数の () 内の数値は、都市計画法の開発許可を要するものの件数で内数

※1 一定規模以上の建築物にも該当 (延床面積 983.32 ㎡)

※2 内 1 件については、一定規模以上の建築物にも該当 (延床面積 1,289.94 ㎡)

※3 一定規模以上の建築物にも該当 (延床面積 2,668.75 ㎡)

※4 共同住宅の建築を目的とする区画の変更により、都市計画法第 29 条に基づく開発行為に該当